

群馬県糖尿病療養指導認定機構

群馬県糖尿病療養指導士のご案内

「群馬県地域糖尿病療養指導士」の設立にあたって

群馬大学名誉教授 伴野祥一

糖尿病患者数はこの 50 年間で 40 倍にも増え、合併症による失明、人工腎透析、足の切断は後を絶ちません。糖尿病の発症予防そして合併症の予防の為には糖尿病の何たるかを正しく理解してもらうのが第一です。このため、日本糖尿病療養指導士（CDEJ）が 2000 年に設立され 24 年になります。それなりの効果は上がっているものの、問題も浮き彫りになってきています。CDEJ の資格は、限られた施設に勤務していないと取れない事、特定の職種に限られる事、そして費用も高額である事などです。一方、多くの糖尿病患者さんは糖尿病専門医のいない施設で加療を受けているのが現状です。糖尿病治療は糖尿病を正しく理解し、正しい治療を続ける事で予防が可能となります。それを可能とするのには医師の力はもちろんですが、医療スタッフの力はとても大きいといえます。スタッフこそ糖尿病の正しい知識が必要とされるかと思います。全国各地で地域 CDE(CDEL)が設立され、活躍中です。この度、群馬県でも群馬県地域 CDE(G-CDEL)の設立の運びとなりました。医療スタッフの方々、こぞつてご参加下さい。

令和6年度(2024年)第7回群馬県糖尿病療養指導士

基礎（認定）講習会 申込書（コピー可）

群馬県における糖尿病教育の正しい知識と技術の普及・啓発を図り、医師の指示下で熟練した糖尿病療養指導を行うことのできるスタッフを養成する講習会で認定された場合、群馬県糖尿病療養指導士（G-CDEL）の資格が取得出来ます。

記

日 時：令和 6年 7月 28日（日）9時30分～12時30分

場 所：群馬県生涯学習センター 3F 視聴覚室（前橋市文京町2-20-22）

内 容：午前（研修） 9:40 - 9:45 説明

9:45 - 9:50 開会挨拶

9:50 - 10:25 糖尿病とは？

10:25 - 11:00 糖尿病の検査

11:00 - 11:35 糖尿病の治療

11:35 - 11:55 インスリン注射操作実技

11:55 - 12:15 血糖測定器操作実技

12:15 - 閉会

講習費：1,000円（受付受領後、事務局より振り込み口座をお知らせします）

注意：会場の都合により定員80名となっておりますので、先着順とさせて頂きます。

下記の通り、講習会を申し込みます。

| ふりがな | 性別 |
|---------|--|
| 氏 名 | <input checked="" type="checkbox"/> 男・女 |
| 生年月日 | 西暦 年 月 日 |
| 職 種 | 保健師・助産師・看護師・准看護師・薬剤師・管理栄養士・栄養士・臨床検査技師・衛生検査技師・理学療法士・作業療法士・歯科衛生士・その他委員会の認めた職種（ ） |
| 勤務先住所 | 〒 群馬県 |
| 施設名 | |
| 勤務先電話番号 | TEL |
| アドレス | |

送り先：群馬県糖尿病療養指導認定機構・事務局

〒371-8511 前橋市昭和町3-39-15 群馬大学医学部附属病院 内分泌糖尿病内科

群馬県糖尿病療養指導士(G-CDEL)資格取得の(新規)の流れ

★取得にあたり講習会の申込が必要となります。



- 1, 糖尿病療養指導の経験が2年以上あること。
- 2, 施設長の推薦書。
- 3, 群馬県糖尿病療養指導認定機構主催の基礎（認定）講演会の受講すること。
- 4, 願書申請時、日本糖尿病協会の会員であることが望ましい。
- 5, 基礎（認定）講習会の受付申込は事務局へ申請すること。

事務局：群馬県糖尿病療養指導認定機構

〒371-8511 前橋市昭和町3-39-15 群馬大学医学部附属病院 内分泌糖尿病内科

群馬県糖尿病療養指導士認定規程

1, 「認定対象者」

群馬県内の医療・福祉・行政・教育機関に勤務し、糖尿病療養指導に携わるスタッフ（保健師・助産師・看護師・准看護師・薬剤師・管理栄養士・栄養士・臨床検査技師・衛生検査技師・理学療法士・作業療法士・歯科衛生士・その他委員会の認めた職種）で、最低2年以上の糖尿病療養指導の経験があること。

2, 「認定条件」

認定時、群馬県内の医療機関及び職場に従事している者で、日本糖尿病協会の会員であることが望ましい。施設長の推薦書を必要とする。

3, 「認定方法」

群馬県糖尿病療養指導認定機構（以下認定機構）が定める基礎（認定）講習会を受講し、後日レポートを提出する。認定申請書・施設長の推薦書・講習会レポートを添え、認定機構へ提出する。

4, 「判定」

認定機構にて、合否の判断を行い、合格者には認定証を発行する。

5, 「認定期間」

認定期間は、5年間とする。

6, 「更新」

認定期間5年間のうち最低20単位の研修を受講すること。

※認定機構主催の更新講習会は、5年間のうち1回以上受講して下さい。

7, 「更新手続き」

更新申請書・施設長の推薦書を添え、認定機構へ提出する。

8, 「更新判定」

認定機構にて、合否の判断を行い、合格者には認定証を発行する。

9, 「会費」

年会費1,000円（5年単位とする）